

堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金交付要綱

令和元年5月21日制定

令和4年6月20日改定

令和4年8月26日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、市内においてZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する場合に、要した費用の一部を補助することにより、住宅における脱炭素化及び再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、安全・安心で持続可能な都市づくりに寄与することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） Net Zero Energy House

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅（以下「ZEH」という。）

(2) 戸建住宅

一つの建物が1住宅であって、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅（居宅として登記されている店舗、事業所等との併用住宅を含む。）

(3) 領収日

ZEHの取得に係る領収証等に記載された領収日

(4) 国ZEH補助金

国がZEHの普及促進を目的に実施する補助金

- (5) B E L S (ベルス) Building-Housing Energy-efficiency Labeling System
「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度
- (6) 太陽光発電システム
太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、戸建住宅の住居の用に供する部分(以下「住居部分」という。)に電力を供給するために設置されるもの
- (7) エネルギー計測装置(HEMS)
住居部分の電力使用量等に係る計測・蓄積等をするために設置されるもの
- (8) 補助事業者
第13項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者
- (9) 補助事業
第13項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた事業

5 補助対象事業

補助対象事業は、市内において、住宅の引渡日及び領収日が前年度の2月1日から当該年度の1月末日までのものであって、別表1に掲げるZEHの要件を満たす新築の戸建住宅を取得する事業とする。

6 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 自ら居住するため、第5項に規定する補助対象事業を行おうとする者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (4) さかいエコバンク(J-クレジット制度(国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度)実施要綱(平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省)に基づき、二酸化炭素削減事業を行う任意団体)へ協力する意思があること。

7 補助対象設備

- (1) 補助対象設備は、ZEHを構成する設備のうち、別表2に掲げる設備とする。
- (2) 補助対象設備は、別表3及び次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ①未使用品であること。
 - ②リース品でないこと。
 - ③堺市スマートハウス化等支援事業補助金の交付を受けた機器でないこと。

8 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、補助対象設備の購入及び設置に要する費用とする。
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

9 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の総額に5分の1を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、20万円を上限とする。

10 補助金の交付の申請

(1) 提出書類

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅の引渡日の前日（本市の休日の場合はその前日）までに、補助金交付申請書（様式第1号）その他の別表4に掲げる書類を市長に提出することにより、補助金の交付の申請を行うものとする。ただし、住宅の引渡日が当該年度の8月末日以前の補助対象事業に係る補助金の交付の申請は、住宅の引渡日以降に行うことができる。

(2) 申請の期間

申請者は、補助金の交付の申請を当該年度の6月20日から11月末日までの期間に行うものとする。ただし、補助金交付申請額の合計が予算に達した日をもって受付を終了する。

(3) 申請の方法

- ① 申請者は、補助金の交付の申請を、持参又は本市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により行うものとする。
- ② 持参による補助金の交付の申請は、本市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課の窓口において、本市の休日を除き、午前9時から午後5時15分まで受け付ける。
- ③ 本市に到達した日が確認できる書留等の郵送の方法により補助金の交付の申請を行う場合は、本市に到達した日（本市の休日の場合はその翌日）をもって提出日とする。

11 手続代行者

申請者は、前項に規定する補助金の交付の申請、第14項に規定する交付の申請の取下げ、第15項第1号及び第2号に規定する補助事業の変更、中止及び廃止並びに

第17項第1号に規定する実績報告について、これらの手続の権限を第三者（以下「手続代行者」という。）に委任することができる。

1.2 補助金の交付の条件

申請者及び手続代行者は、補助金の交付の申請に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（補助金の額の変更を伴わないものを除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (4) 市長に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。

1.3 補助金の交付の決定の通知

市長は、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に交付決定の通知をするものとする。

1.4 交付の申請の取下げ

- (1) 補助事業者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) 補助事業者は、前号の取下げをしようとするときは、その旨を書面で申し出なければならない。
- (3) 市長は、前号の規定による取下げの申出を受理した場合は、当該申出に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

1.5 補助事業の変更等

- (1) 補助事業者は、第12項第1号の規定による変更に係る承認を受けようとする場合は、補助金変更承認申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、第12項第1号の規定による中止又は廃止に係る承認を受けようとする場合は、補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- (3) 市長は、前2号の変更、中止又は廃止を承認したときは、補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

1 6 補助事業の承継

- (1) 市長は、補助事業者について、事業の期間中に相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書（様式第8号）を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- (2) 市長は、前項の承継を承認したときは、補助事業承継承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

1 7 実績報告

- (1) 補助事業者は、交付決定の通知を受けた日又は住宅の引渡日の翌日のいずれか遅い日から起算して60日以内の実績報告書（様式第10号）その他の別表5に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、実績報告書類の提出の期限は、当該年度の2月末日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

1 8 補助金の額の確定通知

市長は、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

1 9 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、補助金の額の確定について通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）により補助金の交付の請求を市長に対して行わなければならない。
- (3) 前号の規定による請求の期限は、翌年度の4月7日とする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

2 0 期限の特例

第10項第2号に規定する補助金の交付の申請、第17項第2号に規定する実績報告及び前項第3号に規定する補助金の交付の請求に係る期限の日が本市の休日当たるときは、本市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 1 交付の決定の取消し等

市長は、規則第9条第1項又は第18条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消し又は変更をしたときは、補助金交付決定取消・変更通知書（様式第13号）に

より補助事業者へ通知するものとし、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令通知書（様式第14号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2.2 協力

市長は、補助事業者に対し、補助事業の効果検証及び本市が取り組む地球温暖化対策の推進に係る事項について協力を求めることができる。

2.3 財産の管理及び処分の制限

- (1) 補助事業者は、住宅の引渡日から起算して6年間、補助対象設備を点検及び必要な整備を行うなど善良なる管理者の注意をもって管理し、使用しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象設備を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、前項に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。
- (3) 補助事業者は、第1号に規定する期間内に補助対象設備の処分（以下「財産処分」という。）を行う場合は、市長に対し、財産処分承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備が災害又は火災によって使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上、危険な状態となった場合において、財産処分を行ったときは、財産処分実施後の報告をもって財産処分承認申請書の提出に代えることができる。
- (4) 補助事業者は、第1号に規定する期間を経過するまで、補助対象設備に関する書類を保管しなければならない。

2.4 個人情報に関する事項

この要綱による事務の執行に当たり、取得した個人情報の管理、利用及び廃棄については、堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）の規定に基づき適切に取り扱うものとする。

2.5 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱による改正後の堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
(この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年度の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

別表1（第5項第1号関係）

ZEHの要件

経済産業省のZEHの定義（改訂版）＜戸建住宅＞（平成31年2月公表）における『ZEH』の定義を満たす住宅で、かつ、以下の要件を全て満たすもの

（1）設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。

（2）以下のうち2つ以上を選択し導入すること。

①平成28年省エネルギー基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（UA値）が0.5以下であること。

②HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

③再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）に充電を可能とする設備又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。

別表2（第7項第1号関係）

補助対象設備

区分	補助対象設備
省エネルギー設備	照明設備
創エネルギー設備	太陽光発電システム（全量売電でないもの）
エネルギー計測装置	H E M S

別表3（第7項第2号関係）

補助対象設備の要件

補助対象設備	要件
太陽光発電システム	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸建住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系するものであること。ただし、発電した電力の全量を住居部分に供給する場合は、この限りではない。 2 発電した電力の一部又は全量を自家消費するものであること（全量売電でないこと）。
照明設備	<p>国ZEH補助金の性能基準を満たす設備であること。</p>
エネルギー計測装置（HEMS）	

別表4（第10項第1号①関係）

交付申請時の提出書類

提出が必要な書類	備考
補助金交付申請書（様式第1号）	
補助対象設備等の内容（様式第2号）	
補助金交付申請額計算書（様式第3号）	
補助対象経費に係る契約書又は見積書等の写し	契約書又は見積書に補助対象経費に係る記載がない場合は、内訳が分かる書類を添付
住宅に係るエネルギー計算書	
その他市長が必要と認める書類	

別表5（第17項第1号関係）

実績報告時の提出書類

区分	提出が必要な書類	備考
共通	実績報告書（様式第10号）	
	補助対象経費に係る領収書等の写し	領収書等が発行されない場合は領収証明書の写し
	住宅の引渡証明書等の写し	
	完成後の建物外観のカラー写真	
	最終仕様のBELS申請に係る次の書類の写し ① BELS評価書 ② エネルギー計算書 ③ 外皮計算書	交付申請時に最終仕様のBELS申請に係るエネルギー計算書を提出している場合は、左欄②のエネルギー計算書の提出を省略可能
	別表1（ZEHの要件）の（2）で選択したものが導入されていることが分かる書類	
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書	
太陽光発電システム	電力会社との系統連系が確認できる書類	受給最大電力（当該設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの出力のいずれか少ない方）が10kW以上の場合には全量売電でないことが確認できるもの

	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が確認できる書類	
	太陽光パネルが設置された屋根の確認用カラー写真	
	パワーコンディショナの型式及び型番が分かる書類	
その他の設備	保証書又は出荷証明書の写し	
	設備の設置状況が確認できるカラー写真	
その他市長が必要と認める書類		